

香川県条例第11号

香川県職員定数条例の一部を改正する条例

香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、<u>収用委員会</u>及び海区漁業調整委員会の事務部局並びに水道局及び病院局（以下「事務部局等」という。）の一般職の職員（教育長、会計管理者及び臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>2,755人</u></p> <p>(2) 保健医療大学の職員 69人</p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 <u>224人</u></p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p><u>収用委員会の事務部局の職員</u> 3人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>水道局の職員 88人</p> <p>病院局の職員 <u>1,137人</u></p> <p style="text-align: right;">計 <u>4,346人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局並びに水道局及び病院局（以下「事務部局等」という。）の一般職の職員（教育長、会計管理者及び臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。）</p> <p style="text-align: right;"><u>2,865人</u></p> <p>(2) 保健医療大学の職員 69人</p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 <u>228人</u></p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>水道局の職員 88人</p> <p>病院局の職員 <u>1,160人</u></p> <p style="text-align: right;">計 <u>4,480人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。